

保育料の見直しについて

1 検討の経過

本市の保育料は、国の基準額よりは低い水準にあるものの、県内他市と比較すると高い状況となっていることから、その見直しについて検討を進めてきたところである。

平成30年1月開催の市民福祉委員会において、当時の状況の下で検討した見直し案を提示し、一定の理解を得たものの、同時期に国が幼児教育・保育無償化の方針を示されたことから、国制度の詳細が明らかになった後、改めて保育料の見直しを検討することとした。

2 幼児教育・保育無償化の内容（抜粋）

- 対 象
- ・ 3歳から5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、認可外保育施設などを利用する子どもの保育料
 - ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯（B1、B2階層）の子どもの保育料

実施時期 令和元年10月1日

3 見直し案の概要

保育料は、家計に与える影響を考慮し、子どもの年齢等に応じて定める額とすると定義されており、その基準額が国より示されているが、各市町村においては、地域の実情や財政力などの状況を踏まえた個別、独自の施策として、国基準より更に引下げが行われている。

本市においては、子育て世帯の経済的負担の軽減は、国の責任において全国的に実施すべきものであること、及び所得に応じた応分の負担が必要との考えのもと保育料を決定してきたが、3歳以上児の保育料が無償化されることを踏まえ、国の基準との比較検討や県内他市の状況などを勘案し、3歳未満児の保育料について、別紙1のとおり一定の見直しを図ることとしたい。

4 実施時期（予定） 令和元年10月1日